

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（情報政策課）	63
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	63
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	64
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	64
○知事権限に係る保安林の指定（2件）……………（治山課）	64
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	66
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	66
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	66
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……………（経理課）	66

総合振興局告示及び振興局告示

○建築基準法による一定の複数建築物の認定……………	66
---------------------------	----

道教育庁後志教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	67
------------------------	----

告 示

北海道告示第287号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
道庁行政情報ネットワーク設備等更新に係る試験調整等業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月5日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額

59,325,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第288号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 北海道電子自治体共同システム運用保守業務 一式

(2) 電子調達サービス利用契約 一式

- 2 随意契約の相手方を決定した日

平成24年3月30日

- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社H A R P

(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号

- 4 随意契約に係る契約金額

(1) 1の(1)の契約 186,060,000円（うち北海道契約額 40,622,000円）

(2) 1の(2)の契約 90,830,124円

- 5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年4月13日、伊達土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（西長沼西地区（暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成24年4月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第291号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成24年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村91の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年4月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 松前郡松前町字館浜705、711、712
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 古平郡古平町大字沢江町2の4・3の4・3の26（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1の4から1の8まで、1の14から1の18まで、2の3
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字珊内村96の4（次の図に示す部分に限る。）、字川白225の1
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字小泊16の3・16の5・17の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 保安林の所在場所 岩内郡岩内町字東山2の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 6(1) 保安林の所在場所 余市郡余市町浜中町242の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 7(1) 保安林の所在場所 古宇郡泊村大字堀株村644の1（次の図に示す部分に限る。）、632の5 (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 8(1) 保安林の所在場所 古宇郡泊村大字興志内村字茂岩15の1・16の1・字ユウトマ	り223の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 9(1) 保安林の所在場所 小樽市祝津1丁目15の1・24・25の1・59の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに小樽市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第293号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成24年4月24日 北海道知事 高橋 はるみ 1 保安林の所在場所 松前郡松前町字館浜705、711、712 2 指定の目的 魚つき 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
---	---

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）		北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第294号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を共和町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第154号のとおりである。 平成24年4月24日		北海道知事 高 橋 はるみ	
所在が不分明な者			
岩内郡共和町発足973の1所在の森林について所有権を有する		山岡 キクエ	
岩内郡共和町発足973の7所在の森林について所有権を有する		金 幹宣	
岩内郡共和町発足973の9所在の森林について所有権を有する		金 和史郎	
北海道告示第295号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成24年4月24日		北海道知事 高 橋 はるみ	
1 土砂災害警戒区域の箇所番号 七飯峠下1（Ⅱ－2－110－893）			
2 土砂災害警戒区域の表示 亀田郡七飯町字峠下（次の図のとおり）			
3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）			
北海道告示第296号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成24年4月24日			

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 函館青柳1（Ⅰ－2－19－1057）	
2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市青柳町（次の図のとおり）	
3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	
4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第297号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用する。 平成24年4月24日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
2 収納代理金融機関の項中央三井信託銀行株式会社の事項中「中央三井信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に、「大阪支店」を「大阪中央支店」に改め、同項住友信託銀行株式会社の事項を削る。	

総 合 振 興 局 告 示 及 び 振 興 局 告 示	
北海道空知総合振興局告示第24号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。 平成24年4月24日	
北海道空知総合振興局長 武 田 裕 二	
1 認 可 番 号	空札建指第161号
2 認 定 年 月 日	平成24年4月16日
3 対 象 区 域	滝川市東町3丁目68－13、東町4丁目68－2
4 申請者の住所及び氏名	滝川市大町1丁目2番15号 滝川市長 前田 康吉
5 縦覧図書の縦覧場所	北海道空総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課

滝川市建設部建築住宅課		(1) 名 称	北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室	
		(2) 所在地	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	
道 教 育 庁 後 志 教 育 局 告 示				
北海道教育庁後志教育局告示30号				
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。				
平成24年 4 月24日				
北海道教育庁後志教育局長 菅 原 行 彦				
1 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量				
(1) A 重油その 1（小樽水産高校・小樽聾学校） 121,900リットル				
(2) A 重油その 2（高等聾学校） 203,400リットル				
(3) A 重油その 3（小樽高等支援学校） 150,000リットル				
(4) A 重油その 4（余市養護学校） 94,600リットル				
2 落札を決定した日				
平成24年 3 月29日				
3 落札者の氏名及び住所				
(1) 1 の(1)				
ア 氏 名 高橋燃料商事株式会社				
イ 住 所 小樽市稲穂 2 丁目 7 番18号				
(2) 1 の(2)及び(3)				
ア 氏 名 茂田石油株式会社				
イ 住 所 旭川市住吉 4 条 2 丁目 8 番13号				
(3) 1 の(4)				
ア 氏 名 河辺石油株式会社				
イ 住 所 小樽市稲穂 2 丁目19番 8 号				
4 落札金額				
(1) 91.00円				
(2) 78.00円				
(3) 78.20円				
(4) 82.80円				
5 契約の相手方を決定した手続				
一般競争入札				
6 一般競争入札の告示				
平成24年 2 月17日付け北海道教育庁後志教育局告示 6 号				
7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地				

正 誤		
○平成24年 3 月30日（号外第11号）		
北海道規則第56号（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等に関する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。		
ページ	欄	行
3	左	24
誤	法第51条の29第 1 項	
正	第51条の29第 1 項	